

発議第6号

後期高齢者医療制度に関する意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成20年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 杉本健三

賛成者 高山市議会議員 大木 稔
伊 寫 明 博
小井戸 真人
谷 澤 政 司
藤 江 久 子
村 瀬 祐 治
松 葉 晴 彦
車 戸 明 良
水 口 武 彦
松 山 篤 夫
牛 丸 博 和
倉 田 博 之
丸 山 肇
中 箴 博 之

後期高齢者医療制度に関する意見書

我が国の医療制度は国民皆保険のもと、誰でも安心して医療を受けることが出来る体制として、高い保険医療水準を支えてきた。しかし、急速な少子高齢化等大きく変化する社会情勢の中で、本年4月から開始される75歳以上全ての高齢者を対象とした後期高齢者医療制度について、現在、全国各地域の広域連合及び市区町村において準備が進められている。

今回の改正により、被保険者となる75歳以上の高齢者も、その多くの方々が年金生活者であり、新たな保険料の負担を求める事が極めて危惧されている。また、保険制度の中で不公平感が生じ、制度全体に歪みが生じることが懸念される。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度について、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

1. 高齢者の生活実態を反映した保険料とするとともに、滞納者に対し分納制度を設けること。
2. 高齢者の意見を反映できる仕組みとすること。
3. 制度の周知徹底を図ること。
4. 窓口業務や保険料の徴収という重要な役割をになう市町村への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月24日

高山市議会